

2 構造耐力上主要な部分の構造を壁式鉄筋コンクリート造とする場合にあっては、次に定める構造方法とすること。

- (1) 外壁の構造は第一号イ1によること。
- (2) 階の高さは三メートル以下とすること。
- (3) 外壁に接する壁柱にあっては、次に定める構造方法とすること。
  - (イ) 壁柱の長さは、次の表十七・欄に掲げる土石流による最大の力の大きさ及び同表・欄に掲げる土石流の高さに応じ、それぞれ同表・欄に掲げる数値以上とすること。
  - (ロ) 壁柱の中心線間の距離は、四メートル以下とすること。
  - (ハ) 鉄筋コンクリート造とすること。
  - (ニ) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。
  - (四) 壁ばりのせいは六十センチメートル以上、配筋は複筋ばりとし、配筋の径は十三ミリメートル以上とすること。
- (5) 基礎にあっては、次に定める構造方法とすること。

(イ) 鉄筋コンクリート造とすること。

(ロ) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。

(ハ) 基礎の底面は地表より五十センチメートル以上の深さとすること。

(ニ) 基礎の底盤の厚さは二十センチメートル以上とすること。

(ホ) 基礎の立ち上がり高さは八十センチメートル以上とし、引張鉄筋比を〇・四パーセント以上とすること。

(ハ) 基礎ばりは複筋ばりとし、あばら筋比を〇・二パーセント以上とすること。

表十七

|   |                     |                       |
|---|---------------------|-----------------------|
| (い)   | (ろ)                 | (は)                   |
| 土石流による最大の力の大き<br>きさ<br>(単位 一平方メートルに<br>つきキロニュートン) | 土石流の高さ<br>(単位 メートル) | 壁柱の長さ<br>(単位 センチメートル) |

|            |             |     |
|------------|-------------|-----|
| 五〇以下       | 一・〇以下       | 六十  |
|            | 一・〇を超え二・〇以下 | 七十五 |
| 五〇を超え一〇〇以下 | 一・〇以下       | 七十五 |

二 次のイ及びロに定めるところにより土石流により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないことが確かめられた構造方法

イ 土石流による衝撃の作用時に、当該建築物の外壁等に生ずる力を次の表十八に掲げる式によって計算し、当該外壁等に生ずる力が、それぞれ第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該外壁等（当該外壁に設けられる開口部を含む。）の耐力を超えないことを確かめること。

表十八

|                  |             |   |
|------------------|-------------|---|
| 荷重及び外力について想定する状態 | 一般の場合       | 第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合 |
| 土石流による衝撃の作用時     | $G + P + D$ | $G + P + 0.35S + D$                     |

この表において、G、P、S及びDは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう）を表すものとする。

G 第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力

P 第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力

S 第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力

D 土石流による衝撃力によって生ずる力

□ イの土石流による衝撃力は、土石流の高さ以下の部分に作用する力として計算するものとし、その数値は土石流による最大の力の大きさとしなければならない。